

**以下のすべての項目についてチェックした上で、提出してください。**

公民館使用上のルールを守ります。【別紙「利用上の注意事項」を参照】	
登録内容に変更等が生じたときは、すみやかに田辺市教育委員会に変更等の内容を届け出ます。	
定期利用団体(サークル)の登録要件に満たなくなった場合や、虚偽の申請が確認された場合は、登録が取り消されることに同意します。	
キャンセルする場合は事前に田辺市教育委員会に連絡するとともに、予約変更や取消しの手続きが生じた場合にはすみやかに田辺市教育委員会に提出します。 また、そうした行為を頻繁に怠った場合には、田辺市教育委員会の決定により、登録の取消し及び定期利用を停止することに同意します。	
サークル一覧表や田辺市ホームページへの掲載が「可」の場合は、問合せに対し代表者や講師の氏名、連絡先等について、田辺市が第三者に情報提供することを承諾します。	
施設を利用するにあたっては、事前に「使用許可申請」手続きを済ませ、「使用許可書」を生涯学習課又は市民総合センター管理事務所に提出した上で、利用します。	
会員による自主的な運営が行われており、講師または一部の会員のみが運営の主体になることはありません。	
市が主催する行事及び公民館事業を優先し、事前に利用予定日の承諾を得ている場合であっても、田辺市教育委員会から要請があった場合は、必要に応じてその利用の中止又は利用日程の変更に応じます。	
代表者は、上記の項目について、すべての会員に説明を行い、定期利用団体(サークル)として同意します。	

田辺市教育委員会 あて

定期利用団体(サークル)としての登録をするために、上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

代表者

印